国有林野の貸付面積の拡大

(国家戦略特別区域法 第16条の3)

規制改革の内容

特例措置前

国有林の貸付・使用可能な面積は 5ha以内



特例措置

国有林野の活用促進のため、貸付け等 の面積(上限)を10haに拡大



効果

経営規模の拡大による地域の産業振 興を後押し

